

「平成31年3月から適用する労務単価」の運用に係る特例措置について

平成31年3月1日に、労務単価の改定を行ったところですが、運用に係る特例措置について下記のとおり対応願います。

1 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、2 対象 に定める「工事及び業務」（以下「業務等」という。）の受注者は、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 対象

国土交通省所管及び県単独の業務等で、平成31年3月1日以降に契約を締結した業務等のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3 取扱い

落札者決定通知後の業務等にあつては、落札者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結し、また、契約締結後の業務等にあつては、受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能となる場合があることを説明すること。

また、入札前の業務等にあつては、適正な価格で契約を行うことを考慮し、入札参加者に対して契約締結後、本特例措置に基づいた対応が可能となる場合があることを説明すること。

なお、各発注機関においては、特例措置の運用について説明の上、別添資料を配布すること。

4 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

変更後の請負代金額 = $P_{\text{新}} * k$

$P_{\text{新}}$: 新労務単価及び執行伺い時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

5 その他

特例措置に係る対象労務は別紙1及び別紙2のとおりです。